



## 社会保険・雇用保険のマイナンバー対応

確定申告など、税務署に提出する書類へのマイナンバーの記載はすでに始まっていますが、社会保険では3月以降、雇用保険では5月以降に提出する各種届出に対してもマイナンバーの記載及び添付が原則必要になっています。

特に雇用保険では、資格取得、喪失届等の提出時にマイナンバーの記載及び添付がないものは受理されず返戻されます。

但し、添付書類が増える等マイナスな面ばかりではなく、社会保険ではマイナンバーの記載及び添付を行えば届出書類への住所記載の省略や、住所、氏名変更届や死亡届の提出を省略できるというプラスな面もあります。

## 民泊新法が施行されました

急速に増加している、いわゆる「民泊」について、一定のルールを定め健全な民泊サービスの普及を図るものとして、平成30年6月15日から住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行されました。

一般的に民泊とは、「宿泊用に提供された個人宅の一部や空き別荘、マンションの空き室などに宿泊すること」と定義されていますが、この「個人宅を貸すこと」について、従来ではほとんどが旅館業法の要件を満たさず、問題となっていました。そこで旅館業法から大幅に要件を緩和した民泊新法の創設により、都道府県知事等に届け出れば、民泊営業が可能となりました。

### 【民泊の主な特徴】

#### ① 年間営業日数に上限がある

従来の旅館業法と大きく違い、年間の営業日数が180日以内と制限されているため、180日を超える営業は出来ません。

#### ② 住居専用地域での営業が可能に

旅館業法が適用される建物は「ホテル又は旅館等」ですが、民泊新法の建物は、「住宅」になります。つまり、新法の民泊（住宅宿泊事業）によって、ホテルや旅館が営業できない住居専用地域での営業ができることとなりました。

#### ③ 不動産所得ではなく雑所得に該当

国税庁HPでは、民泊は不動産所得ではなく雑所得に該当すると発表しています。民泊は利用者の安全管理や衛生管理、また一定程度の観光サービスの提供等を伴うため、単に不動産を貸す不動産賃貸業とは別のもので捉えられています。

日本ではすでに6万件以上の物件が民泊サイトに登録され、JTBなどの大手旅行会社も参入し、急増している訪日外国人観光客の多様な宿泊ニーズへの対応や、空き家の有効利用といった観点から、民泊市場の拡大が期待されています。



## 消費税の軽減税率制度導入

平成31年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度も導入されます。低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されることになっています。

### I. 軽減税率制度とは

軽減税率（複数税率）とは、特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることをいいます。

### II. 税率

標準税率 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%）

軽減税率 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%）

### III. 対象品目

- ・酒類・外食、ケータリング等を除く飲食料品
- ・週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）



対象品目のうち、外食の線引きがとても分かりづらいと言われており、外食の定義を取引の場所と態様（「サービスの提供」有無）を明確にすることにより、軽減税率なのか標準税率なのかを分別しています。

外食にあたる標準税率 (10%となる事例)	外食にあたらない軽減税率 (8%となる事例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」</li> <li>・そば屋の「店内飲食」</li> <li>・ピザ屋の「店内飲食」</li> <li>・フードコートでの飲食</li> <li>・寿司屋での「店内飲食」</li> <li>・ケータリング・出張料理等</li> <li>・コンビニのイトインコーナーでの飲食</li> </ul> <p>を前提に提供される飲食料品 (例：トレイに載せて席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト</li> <li>・そば屋の出前</li> <li>・屋台の軽食（テーブル・椅子等がない場合）</li> <li>・寿司屋の「お土産」</li> <li>・有料老人ホーム等での食事の提供</li> <li>・コンビニの弁当・惣菜</li> </ul> <p>（イトインコーナーのある場合であっても持ち帰りの容器に入れられて販売される場合は「軽減」）</p>

※ちなみに、持ち帰り（8%）と言ったのにその後店内で飲食した（10%）場合でも、販売時点で判断されるため、外食扱い（10%）にはなりません。